

「令和元年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価」と

「令和2年度の目標およびその達成に向けた活動計画」を決定しました

昨年度の農業委員会の活動をまとめた「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と本年度の活動方針となる「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を決定し、砂川市ホームページに掲載しています。

下限面積を決定しました

下限面積は「毎年、農業委員会において設定または修正の必要性を検討し、検討結果を公表すること」とされています。本年の検討結果をお知らせします。

- 設定区域 砂川市
- 設定面積 1.5ヘクタール

【令和2年7月20日開催第1回定例総会で決定】

※下限面積とは、農地を権利取得する際の要件の1つです。北海道は、農地の権利取得後の経営面積が2ヘクタール以上とされていますが、市町村ごとに2ヘクタール以下に設定することができ、砂川市では1.5ヘクタール以上と定めています。

農地転用には許可が必要です

農地を農地以外のものにする場合または農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、原則として許可が必要になります。

また、許可を受けないで農地を転用した場合や、許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することになり、都道府県知事等から工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。

農地の転用を考えている方は、農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

- 例えば…
- 1. 住宅、工場、店舗等の施設用地にしたい
 - 2. 農業用施設を建てたい
 - 3. 青空駐車場として利用したい

これらを行うには
申請が必要です！



申し込みは、農業委員会事務局までご連絡ください。
週刊月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

詳細等は、農業委員会事務局までは、JA新すながわ農業課までお問い合わせください。

要件を満たせば、最低月額保険料2万円のうち4千円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

● 保険料に国庫補助が出ます

農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

● 税金が安くなります

知って得する!
農業者年金

